

別紙1－3

⑨

企業等が支出する費用の税務上の取扱いについて

1 資金協賛

企業等が、広告宣伝を目的として資金協賛により資金を提供するために支出する費用については、次のいずれかによる。

- ① その支出額を、世界選手権大会の開会日又は閉会日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。
- ② その支出額を、世界選手権大会の開催期間を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

2 現物協賛

(1) 企業等が、広告宣伝を目的として現物協賛により施設等を無償で提供した場合、寄附金課税の問題は生じることなく、その提供を行うために支出する費用（その施設等の搬入及び据付けに要する費用を含む。）については、次のいずれかによる。

- ① その支出額を、世界選手権大会の開会日（開会日以降に施設等が提供されるときは、提供した日）又は閉会日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。
- ② その支出額を、世界選手権大会の開催期間（開会日以降に施設等が提供されるときは、提供した日から閉会日までの期間）を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

(2) 企業等が、自己の施設等を無償で貸与する場合、その施設等については、貸与期間中（新規に建設、製作又は調達して組織委員会に貸与する場合は、世界選手権大会の開会日以降）も事業の用に供する資産として、一般の例による。

なお、その施設等の搬入及び据付けに要する費用（新規に建設、製作又は調達して組織委員会に貸与する場合を除く。）については、上記（1）の取扱いに準じ、その施設等の撤去費用（廃材等の処分見込額を除く。）については、その撤去する日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。

3 役務協賛

企業等が、広告宣伝を目的として役務協賛によりサービスを無償で提供した場合、寄附金課税の問題は生じることなく、その提供を行うために支出する費用については、次のいずれかによる。

- (1) その支出額を、世界選手権大会の開会日（開会日以降に役務が提供されるときは、提供した日）又は閉会日の属する事業年度又は年の損金の額又は必要経費に算入する。

(2) その支出額を、世界選手権大会の開催期間（開会日以降に役務が提供されるときは、提供した日から閉会日までの期間）を基礎として期間配分し、損金の額又は必要経費に算入する。

4 入場券購入

企業等が、世界選手権大会の入場券を購入する費用等については、次による。

- (1) 企業等が、販売促進等の目的で当該入場券のみを取引先等に配付する場合の当該購入費用は、交際費等には該当せず、広告宣伝費、販売促進費等として処理できる。
- (2) 企業等が、従業員の慰安会、レクリエーション等として世界選手権大会を見学させる場合の当該入場券の購入費用及びその見学のために通常要する交通費、宿泊費等については、福利厚生費に該当する。

なお、従業員の家族を含めて実施した場合も同様とする。